

Morgan Lewis

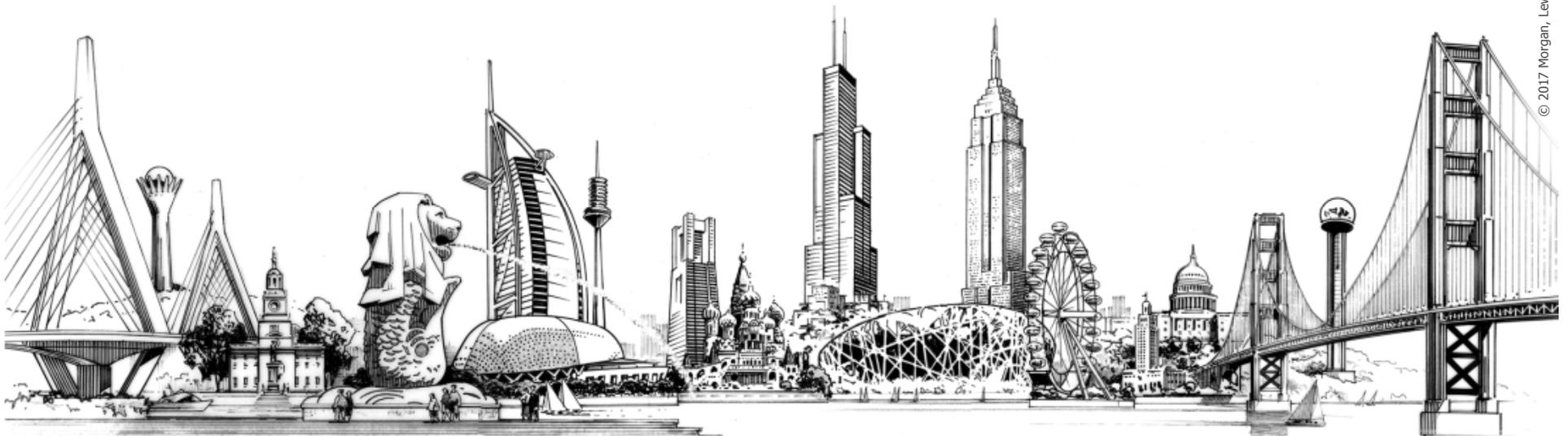
JETRO イラン最新情勢セミナー

米国の対イラン制裁のポイント整理と
リスク管理

伊藤嘉秀

yoshihide.ito@morganlewis.com

2017年3月9日



今日のポイント

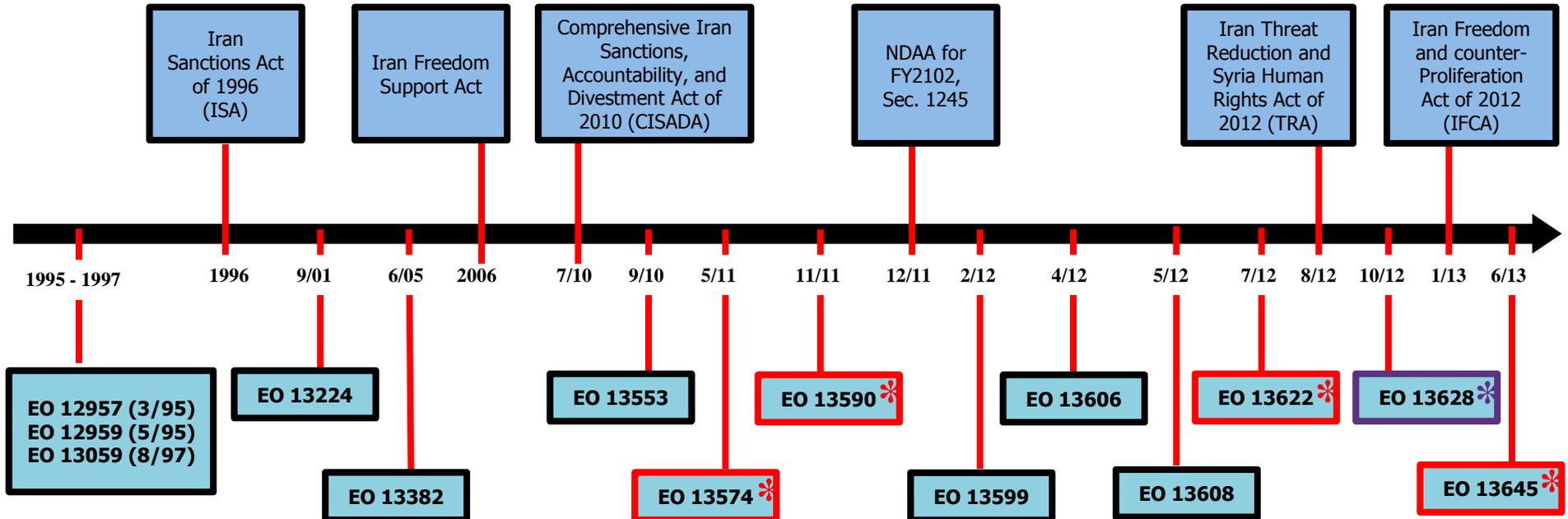
- I. 米国の対イラン制裁の経緯
- II. 対イラン制裁の現状
- III. 昨年から今年にかけての米国内の動き
- IV. 今後の展開
- V. 日本をベースとする会社の対イラン取引の際の注意点
- VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

I. 対イラン制裁の経緯

- 1979年11月4日 イランのイスラム革命を支援する学生等が在テヘラン米国大使館を占拠
- 1996年8月5日 米イラン・リビア制裁法制定
- 2001年9月11日 米同時多発テロ。米国際テロ対策強化
- 2005年8月 アフマディーネジャード大統領就任。イラン核開発計画強化。
- 2010年以降 対イラン追加制裁のため多くの法令が制定、国連安保理制裁決議採択
- 2013年8月 ロウハニ大統領就任。国連安保理常任理事国(米、英、仏、中、露)、ドイツ、及びEUは、イランと核問題解決に向け、本格的交渉を再開。
- 2013年11月24日 Joint Plan of Action(JPOA)(共同行動計画)
- 2015年7月14日 Joint Comprehensive Plan of Action(JCPOA)(共同包括行動計画)
- 2015年7月20日 国連安保理、JCPOAを承認。安保理決議第2231号を採択
- 2015年10月18日 Adoption Day (採択日)
- 2016年1月16日 Implementation Day (実施日)

I. 対イラン制裁の経緯： 制裁関連法令の枠組み形成の流れ

(OFAC 資料から抜粋)

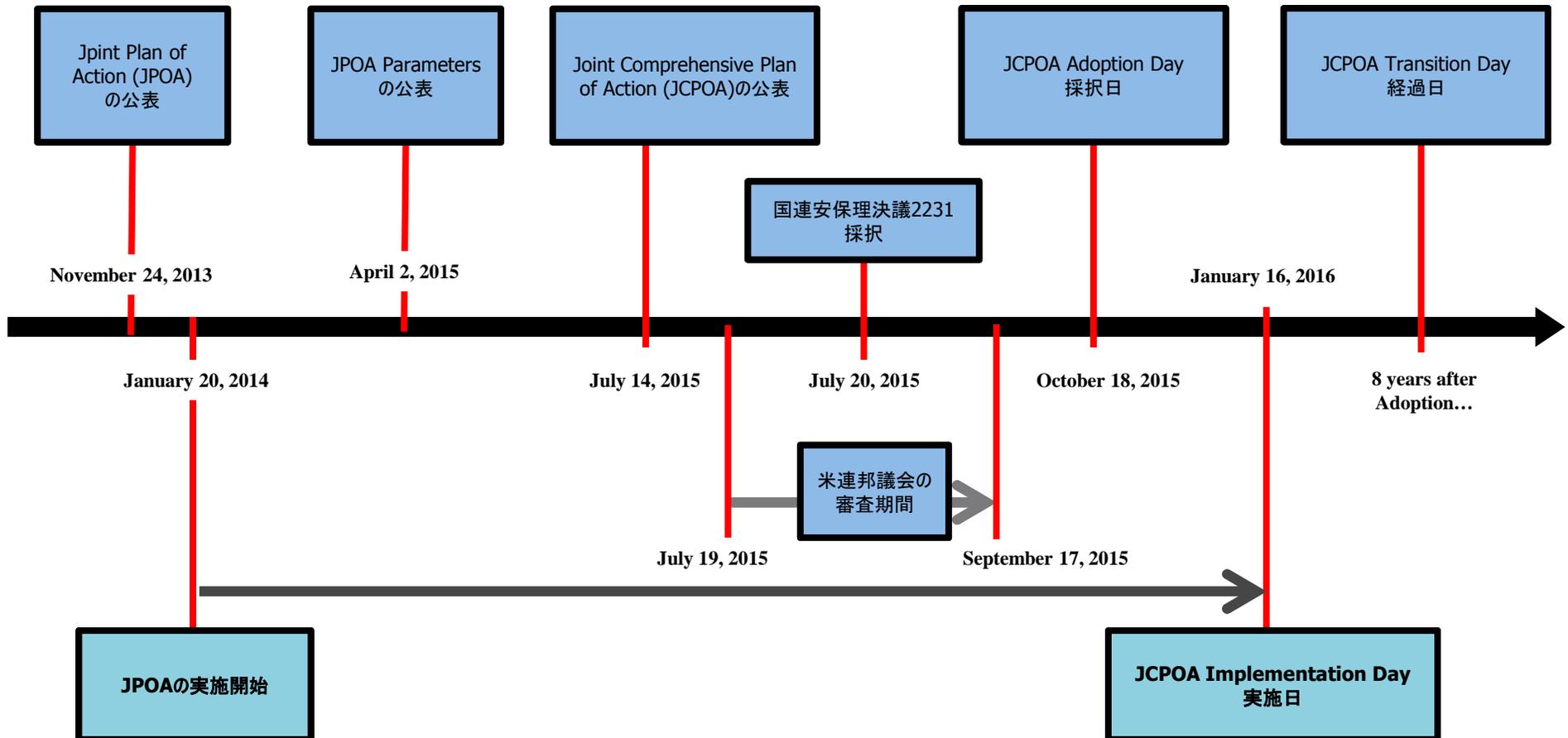


* 行政命令(EO)で撤廃終了

* 行政命令(EO)13716号で修正

I. 対イラン制裁の経緯： JPOAからJCPOA実施日までの流れ

(OFAC 資料から抜粋)



II. 対イラン制裁の現状： 一次制裁と二次制裁

1. 一次制裁(Primary Sanctions)と二次制裁(Secondary Sanctions)

- 一次制裁とは、基本的にU.S. person の行為、活動、取引等を禁止することにより、イランに制裁を科そうとするもの
- 二次制裁とは、U.S. person ではない者(non-U.S. person)の行為、活動、取引等を禁止することにより、イランに制裁を科そうとするもの
- U.S. person には、以下が含まれる。
 - (a) 米国籍を有する個人(重国籍者も含む)
(従って、米国で生まれた日本人も米国籍を放棄していない限り、U.S. personとなる)
 - (b) 米国永住権(グリーンカード)を有する個人
 - (c) 米国内に居る者(在米居住者)米国の法令に基づき設立された会社等の法人
(従って、日本の会社の米国現地法人もU.S. person)
 - (d) 米国外(日本)の会社等法人の米国内の支店、駐在員事務所、等
- 場所を問わない(U.S. person の米国内外での行為、活動、取引等が対象となる)

II. 対イラン制裁の現状： 一次制裁により禁止・制限されていること

- U.S. person は、以下の行為、取引等に関与することが原則禁止されている。
- イラン政府、その機関又はその所有・支配下にある者の資産のうち、米国の管轄権の及ぶものに関するあらゆる取引の禁止。
- イラン原産の(又は、イラン政府所有・支配下の)物品(goods)又はサービスの米国への輸入禁止(例外は、情報資料等。JCPOA実施日以降、カーペット及びピスタチオ等の食品の米国輸入も可となった。)
- イラン向け、又は、イラン政府向けの、物品、技術、サービスの米国からの、又はU.S. personによる、輸出・再輸出禁止(例外は、農産物、医薬品、医療機器、旅行、宗教活動、人道活動、学究活動、文化交流活動、家族・親族への送金等。JCPOA実施日以降、民間航空機及びその部品等の輸出も、個別許可を得れば、可となった。)
- 米国外の取引であっても、U.S. personが関与している場合は、原則禁止。
- イラン国内への投資、又は、イラン政府の所有・支配下にある資産(法人を含む)への投資禁止。
- 回避(evasion)、共謀、教唆等行為の禁止。

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

Non-U.S. person は、以下の行為、取引等を行うと、米国の制裁法令に抵触し得る。

- テロ活動者又はテロ活動者を支援する活動、取引等
- イラン政府による人権侵害を支援する活動、取引等
- イランへの大量破壊兵器(WMD)、ミサイル及び通常兵器供給、開発支援等
- シリアにおける人権侵害に関与している、又はシリア政府への支援に関与している、イラン関係者を支援する活動、取引
- イエメンの平和、安全、若しくは安定を脅かしているイラン関係者等を支援する活動、取引
- SDN List掲載者への支援やこれらとの取引
- IRGC及びその指定された代理人若しくは関連者(designated agents or affiliates)に対する支援、それらとの取引等

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

(前頁の続き)

- 黒鉛、アルミ、鉄鋼等の特定の金属原料及び半製品金属のイランとの取引等、
- 米国でイラン向けの輸出・再輸出が規制対象となっている米国原産の品目(物品、ソフトウェア、技術を含む)又は、そのような米国原産の品目を含む第三国製の品目の、第三国からイランへの再輸出

(以下、若干補足)

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

(a) イラン革命防衛隊 (IRGC)等を通じた国際テロ活動等への支援に対する制裁

米政府は、イランが革命防衛隊(Iran's Revolutionary Guard Corps: IRGC)等を通じ、核兵器を含む大量破壊兵器の開発及び拡散に関与してはるばかりでなく、国際テロ活動やイラン国内の民主主義の抑圧にも関与していること等を問題視。

- (1) 外国の金融機関がIRGC 等に金融サービス等を提供することの禁止、大量破壊兵器の拡散等に関与している者としてのIRGC等への支援の禁止、
- (2) IRGCへの金銭的、物的、技術的支援等の提供の禁止、
- (3) IRGC等に支援等を行っている外国政府(機関)への支援の禁止、
- (4) 米連邦政府調達入札時の(IRGC等との取引をしていないことに関する)誓約書の提出義務。

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

(b) イラン政府による人権侵害等に対する制裁

米国は、以下を含む者に対して支援等を行った者(non-U.S. person を含む)に対し制裁・罰則を科し得る。

- (1) イラン政府関係者又はその代理人で、イラン国民等に対する深刻な人権侵害措置に責任を有する者等として指定された者、
- (2) 人権侵害に寄与する物品(火器、弾薬、警棒、催涙弾、監視技術)等の譲渡等をした者、
- (3) イラン国内で検閲、表現の自由又は集会の自由の制限、メディアへのアクセスの制限等を行った者、
- (4) イランの政府報道機関(Islamic Republic of Iran Broadcasting: IRIB)、又はそれに対して支援を行った者、
- (5) 対イラン支援物資(農産品、食糧、医薬品、医療機器等を含む物品)等に関連する腐敗・不正行為者、及びそれらの者への支援者。

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

(c) イランへの大量破壊兵器(WMD)、ミサイル及び通常兵器供給、開発支援等に対する制裁

米国は、以下を含む者に対して支援等を行った者(non-U.S. person を含む)に対し制裁・罰則を科し得る。

- (1) イランに対し、大量破壊兵器関連技術又は不安定化をもたらす高性能通常兵器 (destabilizing ... advanced conventional weapons)を供給した者、
- (2) イランに対して大量破壊兵器(関連技術を含む)、ミサイル又は不安定化をもたらす高性能通常兵器の取得や開発に寄与する物品、サービス、技術、その他の品目を輸出、提供、移転等したり、若しくはそのための便宜供与を行った(facilitated)者、
- (3) 上記(1)又は(2)を行った結果、米国により資産凍結等の措置の対象となった者に対し実質的な支援、金銭的、物的、技術的支援を行うか、又は物品、又はサービスを提供した者、
- (4) 大量破壊兵器の拡散若しくは国際テロ活動に関与したことから資産凍結等の制裁措置の対象となった金融機関に対し専門的な金融メッセージングサービス(specialized financial messaging services)を提供する者、又は、そのようなサービスへのアクセスを可能にさせる者、
- (5) 特定の目的 のためのものを除きイランに対してグラファイト(黒鉛)、アルミ・鉄鋼等の金属原料若しくは半製品(raw or semi-finished metals)、石炭、産業用(工業化)プロセス統合用ソフトウェア(software for integrating industrial processes)等を提供した者。

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

- (d) シリアにおける人権侵害に関与している、又はシリア政府への支援に関与している、イラン関係者への支援に対する制裁
- (e) イエメンの平和、安全、若しくは安定を脅かしているイラン関係者及びそれらの支援者に対する制裁
 - 米国の現行法令では、以下の者は(資産凍結等の)制裁の対象となり得る。
 - (i) イエメンの平和、安全、又は安定を脅かしていると認められた者、
 - (ii) そのような行為に従事したと認められた組織の政治的、又は軍事的指導者、
 - (iii) それらの者に実質的に支援、金銭的、物的、技術的支援を行うか、あるいは物品又はサービスを提供した者、又は
 - (iv) それらの者により所有・支配されている者。
 - IRGCやその他の政府機関や組織等も、イエメンの平和、安全、安定等を脅かしている者を支援していると看做され制裁措置の対象とされている。
 - non-U.S. person であっても、制裁対象とされているこれらのイラン関連団体に実質的な支援を行ったと米政府に看做されれば、資産凍結等の制裁措置の対象となり得る。

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

(f) SDN List 掲載者への支援に対する制裁

(1) SDN List とは

- 多岐にわたる各種制裁関連法令に基づき資産凍結等制裁の対象者として指定された者(個人、法人、その他の団体、船舶等を含む)を一括して取り纏め、Specially Designated Nationals and Blocked Persons List として公表しているもの。<https://www.treasury.gov/ofac/downloads/sdnlist.pdf>
- 米財務省OFACが管理しており、随時必要に応じ更新。

(2) 50% ルール

- SDN List に掲載されている者(「SDN List 掲載者」)のみならず、SDN List 掲載者(単数・複数を問わず)により合計50%以上所有されている者も、実質的にSDN List に掲載されている者と同様の扱いを受ける。https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/licensing_guidance.pdf
- SDN List 掲載者により(所有という手段とは別の方法により)実質的に支配(control)されている者についても、将来SDN List 掲載者となり得る。

(3) JCPOA による制裁解除対象外

(g) 米国原産品目等のイランへの再輸出

II. 対イラン制裁の現状： 二次制裁により禁止・制限されていること

再輸出規制 -- 米国原産の品目の扱い

- (米国外の)non-U.S. personが、米国原産の物品、技術、又はサービスを、米当局より事前許可を得ることなく、イラン向けに輸出(又は第三国経由でイランに再輸出)することは、原則として禁止。
- ただし、以下の何れかの場合は可。
 - (1) 米国外で実質的に別の外国製品に変換された(substantially transformed into a foreign made product)場合、又は、
 - (2) 米国から輸出された物品又は技術が、米国外で外国製品に組み込まれ、そのようにして米国外で外国製品に組み込まれた(イラン向け)輸出品のうち、米国の規制対象となっている部分の価額が、(イランに)輸出される外国製品全体の価額の10%に満たない場合。

II. 対イラン制裁の現状: SEC提出報告書での記載

米証券取引委員会(SEC)への開示文書提出

- 米証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission: SEC)に報告書の提出を義務付けられている証券発行者(issuer)が、イランのエネルギー部門や武器部門に関連する活動に従事したり、イラン政府の大量破壊兵器開発やテロ組織への支援、国連安保理による制裁対象となっている者等に関連する活動等に、承知しつつ(knowingly)関与した場合、その内容を開示する義務あり。
- 証券発行者は、自らがこのような活動等に従事した場合のみならず、その関連企業(affiliates) がイラン関連の活動等に従事した場合にも、報告書の中で開示する義務あり。

II. 対イラン制裁の現状： 州レベルでのイラン制裁法

- 現在、25の州及びDCで、イラン制裁を目的とする何らかの州レベルの法律が制定されている。
- 州レベルでのイラン制裁法では、州の資金(州公務員の恩給等のために運用されている資金等)を用いた、イランでの事業に従事している者(株式会社等の法人)の株式の購入や保有をすることを禁止するもの(divestiture)や、イランでの事業等に従事している者が、州政府等の公的な調達手続きに参加すること等を禁止している。
- 米政府は、米国の州レベルの対イラン制裁の緩和・解除につき、JCPOAで明確なコミットをしていない。
- 一部の州(テキサス等)では、JCPOA後も州のイラン制裁執行を継続する旨明言。

II. 対イラン制裁の現状： ビザウェーバー制度改善及びテロリスト渡航防止法

ビザウェーバー制度改善及びテロリスト渡航防止法

- 2015年ビザウェーバー制度改善及びテロリスト渡航防止法(Visa Waiver Program Improvement and Terrorist Travel Prevention Act of 2015(H.R. 158))
- 以下の(a)又は(b)のいずれかの項目に該当する場合には、ビザウェーバー制度を利用した米国への入国が認められない。
 - (a) ビザウェーバー対象国の国籍を有する個人であって、2011年3月1日又は同日以降、イラン、イラク、スーダン、又は、シリアを訪問(又は滞在)した者、又は、
 - (b) ビザウェーバー対象国の国籍を有する個人であって同時に、イラン、イラク、スーダン、又は、シリアの国籍を有する者(重国籍者)。
- 上記のいずれかの項目に該当する日本国籍保有者は、2016年1月21日以降、米国入国のための適切なビザ(B-1、B-2等)を正式に取得する必要あり。
- 日本の会社のために、イランとの取引を行うためイランに出張・駐在等した日本国籍保有者は、その後、米国に入国する際には、ビザウェーバー制度ではなく、米国渡航目的に適したビザを事前に取得する必要あり。

<https://www.cbp.gov/travel/international-visitors/visa-waiver-program/visa-waiver-program-improvement-and-terrorist-travel-prevention-act-faq>

III. 昨年から今年にかけての米国内の動き

制裁の復活(制裁解除・緩和の取り消し)(snap back)

- JCPOAでは、当事国による違反行為の疑いが生じた場合の処理手続きを規定。
- 違反行為の主張につき問題が解決されない場合、自国の制裁措置の復活が認められる。
- EUは、制裁措置の復活が一括して行われ、制裁解除・緩和期間中の契約(に基づく)取引・行為は尊重する旨表明。
- 米国は、具体的に如何にして制裁措置を復活させるか公表していない。また、制裁解除・緩和期間中の契約(に基づく)取引・行為に対しても、復活後は制裁の対象とし得る旨表明。
- 米国の一部の大統領候補を含め多くの政治家は、そもそもJCPOAそのものを問題視していることから、将来、場合によっては、米国がJCPOAのコミットを取り下げたり、無視し、二次制裁を一方的に復活させる可能性も排除されない。

III. 昨年から今年にかけての米国内の動き

連邦法

1. イラン制裁延長法

- 改正1996年イラン制裁法(Iran Sanctions Act of 1996, as amended)(イラン制裁法)は、2016年12月31日に失効する旨規定されていた。
- イラン制裁法を更に(2026年12月31日までの)10年間延長するための法案 H.R.6297(イラン制裁延長法 Iran Sanctions Extension Act) を2016年12月2日までに上下両院で可決。
- 同法案は米憲法の規定(1条7項)により、オバマ大統領(当時)の署名なしで、2016年12月15日付で成立。

III. 昨年から今年にかけての米国内の動き

その他のイラン制裁関連の連邦法等

1月3日	S.15	Iran Ballistic Missile Sanctions Act
1月3日	H.J.Res.10	Authorization of Use of Force Against Iran Resolution
1月9日	H.R.380	IRGC Terrorist Designation Act
1月9日	S.67	IRGC Terrorist Designation Act
1月12日	S.138	Preventing Destabilization of Iraq and Syria Act of 2017
1月12日	H.R.478	IRGC Terrorist Sanctions Act of 2017
1月13日	H.R.566	Terror-Free Skies Act
1月24日	S.227	Iran Nonnuclear Sanctions Act of 2017
2月1日	H.R.808	Iran Nonnuclear Sanctions Act of 2017
2月16日	S.420	A bill to require the President to report on the use by the Government of Iran of commercial aircraft and related services for illicit military or other activities, and for other purposes.

III. 昨年から今年にかけての米国内の動き

OFACの行政規則の改正、一般許可、ガイダンス等

- 民間航空機の一時的滞在のためのイラン向け輸出に関する一般許可(2016年7月29日)
- 米司法省の自発開示等に関するガイダンスの公表(2016年10月2日)
- OFACによるFAQの補足(2016年10月7日)
- 特定の出版活動に関するガイダンス(2016年10月28日)
- OFACによる (スナップバック関連)FAQの補足 (2016年12月15日)
- 農産物、医薬品、医療機器のイラン向け輸出緩和のための行政規則改正(2016年12月23)
- 米制裁法遵守に関連する助言等のサービス提供に関するガイダンス(2017年1月12日)
- 医薬品及び医療機器のイラン向け輸出又は再輸出に関する一般許可の改訂(2017年2月2日)

III. 昨年から今年にかけての米国内の動き

トランプ新政権の対応

- 大統領選挙運動期間中

イランとの合意内容は「悪い取引内容(bad deal)」

「自分が大統領になったらイランと再交渉をする」

「破棄する(dismantle)」

「悪いディールからは撤退(walk away)する」

対イラン政策やイランとの核合意につき、具体的に如何なる措置をとるのかについては、何ら明言していなかった。

III. 昨年から今年にかけての米国内の動き

2017年1月20日 トランプ氏第45代米国大統領に就任演説(イラン、イラン制裁に関する言及なし。)

2017年1月29日 イランが弾道ミサイル発射実験。

2017年2月2日 フリンNSC顧問(当時)イランに対応する米国の強い意思を「通告する(put on notice)」旨コメント。

2017年2月3日 イラン関係者をSDN Listに追加記載。

2017年2月17日 サウス・カロライナのボーイング工場訪問。

2017年2月28日 米連邦議会上下両院合同会合での演説。

“I have also imposed new sanctions on entities and individuals who support Iran's ballistic missile program, and reaffirmed our unbreakable alliance with the State of Israel.”

2017年3月2日 ティラーソン国務長官・天野IAEA事務局長会談

III. 昨年から今年にかけての米国内の動き

2017年3月7日

米財務省(OFAC)

中国の通信機器大手(中興通迅Zhongxing Telecommunications Equipment Corp.及びその子会社、関連会社)(ZTE)によるイラン制裁法令の明らかな違反に対し、1億ドルを越える示談金の支払いに同意した旨公表。

米商務省(BIS)

ZTEによる米輸出管理規則違反の明らかな違反に対し、総額9.6億ドル(うち、3億ドルの支払いは当面猶予)を越える支払いに同意した旨公表。

米司法省

司法取引合意に基づき8億9200万ドルを支払い、合意条項に違反した場合は追加的に3億ドルを支払うことに同意した旨公表。



IV. 今後の展開

今後のJCPOAの手続き

Transition Day (経過日)

Adoption Day(2015年10月18日)から8年目にあたる日(2023年10月18日)、
又は、

IAEAがイランの全ての核物資が平和活動のみに利用されているとのより広範囲な
結論(Broader Conclusion)に達した旨の報告書を提出する日

のいずれか早い方の日

IV. 今後の展開

Transition Day(経過日)(続き)

- EUは、弾道ミサイル等核拡散に関連する対イラン制裁を解除し、
- それに関連する個人・団体を、資産凍結等対象者リストから削除。
- 米は、JCOPAで明記した特定の対イラン制裁措置 に関し、連邦法に基づく対イラン制裁措置を終了(terminate)させるために必要な立法措置または法改正を連邦議会に対して求める。
- 米は、JCPOAのAnnex IIのAttachment 4に記載されている個人・団体につき、SDN Listやその他の制裁対象者のリストから削除。
- これによりnon-U.S. person がAttachment 4にリストされている者との取引を行うことが、米国の制裁措置の対象外となる。

IV. 今後の展開

Termination Day(国連安保理決議終了日) (2025年10月18日)

- イランのJCPOA不履行等により対イラン制裁の安保理制裁措置が復活(スナップバック)されない限り、Adoption Day(2015年10月18日)から10年後にあたる日。
- Termination Dayには、JCPOAを承認した国連安保理決議2231が終了。
- これにより、決議2231に規定されているイランの核関連の諸活動等に対して課されている手続き上の制約も終了。
- EUは、Termination DayにCouncil Resolution (EU) No 267/2012及びCouncil Decision 2010/413/CFSPで残されているイランの核活動に対する制裁の諸規定を終了。

IV. 今後の展開: スナップバック

制裁の復活(制裁解除・緩和の取り消し)(snap back)

- JCPOAでは、当事国による違反行為の疑いが生じた場合の処理手続きを規定。
- 違反行為の主張につき問題が解決されない場合、自国の制裁措置の復活が認められる。
- EUは、制裁措置の復活が一括して行われ、制裁解除・緩和期間中の契約(に基づく)取引・行為は尊重する旨表明。

IV. 今後の展開: スナップバック

米国(OFAC)は、如何なる内容のスナップバックになるかは、予断できない旨表明。

但し、以下の全ての諸条件が整えば、一般に、復活したイラン制裁法令に基づき、スナップバックから180日間はnon-U.S. personがイラン国内での、又は、イランの当事者が関与する取引に関し、残務処理(wind down)を行うこと認め、制裁を科すことを猶予する見込みである旨表明。

- (a) Non-U.S. personが、スナップバック前に、イラン国内の活動やイラン側当事者が関与する取引につき、JCPOAで整合性のとれた分野において、書面による契約を締結していること。
- (b) スナップバック前に、書面による契約に基づき、イラン側の当事者に対して、物品の納入やサービスの提供が全て行われている(fully provided or delivered) こと。
- (c) スナップバック前の活動や取引の終了に関連し、イラン側の当事者がnon-U.S. person 等に対して、支払い義務、貸与金の返金、その他債務履行の義務を負っていること。

V. 日本をベースとする会社の対イラン取引の際の注意点 (法令遵守及びリスク管理の観点から)

- A. 各種制裁対象者リスト掲載者(国連制裁対象者リスト、米SDN リスト、EU制裁対象者リスト等)との取引はしない
- B. 特に、イラン革命防衛隊(IRGC)関連組織との取引はしない
- C. U.S. person の関与に注意
 - 特に注意すべきこと
 - a. 在米子会社はイラン関連の取引に関与しない
 - b. 在米子会社のために、イラン関連の取引をしない
 - c. 在米子会社は、日本の本社や、米国外の子会社、関連会社のイラン関連取引を支援しない
 - d. 米国外の会社等に勤務する米国籍・米国永住権保有者の扱い

V. 日本をベースとする会社の対イラン取引の際の注意点 (法令遵守及びリスク管理の観点から)

E. 米ドルの使用

- 取引上米ドルが用いられる可能性はないか
- 米ドル建ての契約をしない場合でも、金融機関よりサービスを得られるか

F. 特定の行為、活動に寄与しない

- 国際テロ、大量破壊兵器・ミサイル等の開発・拡散、人権侵害(民主化阻止)、イラン革命防衛隊その他のリスト掲載者、等。

G. 米国原産の規制品目の扱いに注意する

- 米国品目の再輸出
- 米国品目を用いた製品の製造
- 第三国を経由したイランへの転送

H. 米国でのビジネスの影響を考慮する

- 批判キャンペーン、不買運動等の可能性
- 州政府等とのビジネスへの影響

VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

具体的措置、手段の主要項目

- 取引相手等(取引の目的・最終使用者等)の調査・確認
- 扱う商品の確認
- 付保の可能性の検討(日本貿易保険NEXI等)
- 契約上のセーフガード
- ビジネス上の評判
- イランを取り巻く情勢のモニター
- 危機管理対策

(次ページ以降、若干補足)

VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

A. 取引相手等の調査・確認

- 取引相手等(最終使用者、取引による実質的受益者等)が各種リスト掲載者でないことを確認することは最低限の法令遵守義務
- 相手の身元が不明確な場合、先方から納得のいく説明を(書面で)求める
- インターネットを用いる調査も最低限のリスク管理の一部
- 取引の内容(目的、相手、額、頻度、期間、扱う品目、等)によって、商業的に合理的なレベルまで、due diligence を行う
- Due diligence を行った記録を保存

VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

B. 扱う産品の確認

- 日本で輸出規制の対象となる品目ではないこと
- 米国原産の品目が含まれていないか
- 含まれている場合には、米国で規制対象となっている品目か
- 米国で規制対象となっている品目が、輸出価額全体に占める割合は10%未満か

VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

C. 契約上のセーフガード等

制裁解除・緩和期間中に開始するビジネスのための契約書、(先方から提出を求める)証明書、誓約書等には、以下を含む「安全弁」を含めておくのが、リスク管理上有益

- 自社の法令遵守の原則・方針
- 相手の身元、所有者、受益者、取引目的等に関する表明及び保証条項
- 弾力的に対応可能な中途解除条項
- 第三者の取引支援等に関する発効条件
- 違反行為があった場合の先方の補償義務
- 対外発表、情報公開等に関する規定

VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

D. ビジネス上の評判

- 自社の法令遵守原則の明確化、文書化（法令遵守の「企業文化」「職場環境」を醸成）
- ビジネス倫理規定の文書化・組織内徹底
- 自社の対イランビジネスの意義、正当性の明確化
- 米国の州の制裁にも影響あり
- 自社の公表内容の吟味
- 同業他社が批判キャンペーン等の対象となっていないか
- 如何なる組織団体が、関連産業のイランとの取引に批判的か
- イラン国民支援、民主化支援、人道的貢献等ポジティブな側面の整理
- 批判されているイラン政府の諸活動に寄与する側面がないか、検討・整理

VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

E. イランを取り巻く情勢のモニター

- (ホルムズ海峡近辺のイランと米軍の動きを含む)中東情勢全般の動向
- イラン国内の動向
- シリアの動向
- サウジ、イスラエル等の動向
- 「イスラム国」の動向
- イラン核問題に対する西側諸国、ロシア、中国等の「結束」の動向
- イランと北朝鮮との関係

VI. 法令遵守・リスク管理のための具体的措置・手段

F. 危機管理対策

- イランとの取引の際の潜在的リスクにつき組織上層部・経営陣の理解を得ておく。
- イラン関連の取引のガイダンスを社内関係者に伝えておく。
- 日頃からのイラン関連取引の全体像を把握しておく。
- 外部からの照会があった場合の想定問答を用意しておく。
- 組織の公開情報、ウェブ情報の内容が誤解を招かないようにしておく。
- 組織内の不規則行為が部内の調査で判明したり、報道された場合、迅速にダメージコントロールのための措置をとる。

例 当局への自発開示

プレスリリース等の対外発信

Our Global Reach

Africa
Asia Pacific
Europe
Latin America
Middle East
North America

Our Locations

Almaty	Dallas	London	Paris	Shanghai*
Astana	Dubai	Los Angeles	Philadelphia	Silicon Valley
Beijing*	Frankfurt	Miami	Pittsburgh	Singapore
Boston	Hartford	Moscow	Princeton	Tokyo
Brussels	Hong Kong*	New York	San Francisco	Washington, DC
Chicago	Houston	Orange County	Santa Monica	Wilmington



Morgan Lewis

*Our Beijing office operates as a representative office of Morgan, Lewis & Bockius LLP. In Shanghai, we operate as a branch of Morgan Lewis Consulting (Beijing) Company Limited, and an application to establish a representative office of the firm is pending before the Ministry of Justice. In Hong Kong, Morgan Lewis has filed an application to become a registered foreign law firm and is seeking approval with The Law Society of Hong Kong to associate with Luk & Partners.

THANK YOU

© 2017 Morgan, Lewis & Bockius LLP

© 2017 Morgan Lewis Stamford LLC

© 2017 Morgan, Lewis & Bockius UK LLP

Morgan, Lewis & Bockius UK LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales under number OC378797 and is a law firm authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority. The SRA authorisation number is 615176.

Morgan Lewis